

第1回 小金井市産業振興プラン策定委員会

日時：令和7年7月25日（金）

午後2時30分から

場所：小金井市役所本庁舎3階第一会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について
- 6 議題
 - (1) 現行プランの取組状況報告
 - (2) 新プラン策定の方向性について
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会設置要綱（資料1）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会委員名簿（資料2）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について（資料3）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定スケジュール案（資料4）
- ・ 小金井市産業振興プラン（現行プラン）の評価（資料5）
- ・ 小金井市産業振興プラン改定方針（資料6）
- ・ 小金井市産業振興プラン（令和4年3月策定）
- ・ 小金井市商業・工業基礎調査報告書（令和7年3月発行）

(設置)

第1条 本市における産業振興の目指すべき方向性及び取組を整理することを目的とした小金井市産業振興プラン（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、関係団体等から多様な意見を聴取し、検討等を行うため、小金井市産業振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼する11人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力の依頼を受けた日から令和8年3月31日までとする。

- 2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、

意見を聴取し、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会における庶務は、市民部経済課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

小金井市産業振興プラン策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属
公募市民	佐藤 剛	
	中根 里美	
	橋本 佳奈美	
	山口 清	
学識経験者	中庭 光彦	多摩大学
	西川 亮	立教大学
関係団体等が推薦する者	鴨下 敏明	小金井市商工会
	渡邊 恭秀	
	今井 啓一郎	小金井市商店会連合会
	益田 智史	小金井市観光まちおこし協会
	渡邊 雅毅	小金井市農業振興連合会

小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加条例施行規則第5条及び第6条において、以下のとおり規定されている。

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

本策定委員会における会議録の作成方法については、_____とする。

- (2) 会議録は、各委員において、内容を確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。その件については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」の取扱い

- (1) 本策定委員会における検討内容等に対し、「意見・提案シート」の提出があった場合は、正式資料として公開の対象とする。
- (2) 無記名で提出されたものについては、参考資料として委員のみに配布する。
- (3) 公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配布せず、内容の一部がそのような内容の場合は、該当部分を黒塗りにして配布する。
- (4) 策定委員会開催日の1週間前までに提出されたものは、次回策定委員会で配布する。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める

意見・提案シート

◆小金井市産業振興プラン策定委員会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、**経済課**にご提出ください。次回開催の1週間前に届いたものは、策定委員会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名 _____ ※公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しません。

(送付先)
小金井市市民部経済課
〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9831
FAX：042-386-2609 E-mail：s030399@koganei-shi.jp

策定スケジュール案

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①策定方針の検討	■									
②現行プランの総括と課題の抽出	■									
③ヒアリング			■							
④推進事業の検討		■			■					
⑤プラン素案策定						■				
⑥パブリックコメント								■		
⑦プラン策定・概要版作成										■
■策定委員会										
㊦策定委員会		第1回	第2回	第3回	第4回		第5回			第6回

ヒアリング候補

- ・庁内関係課：広報秘書課、都市計画課、まちづくり推進課、環境政策課、道路管理課、交通対策課 等
- ・小金井市観光まちおこし協会
- ・小金井市商工会
- ・小金井市農業振興連合会
- ・JA東京むさし小金井支店
- ・立教大学西川ゼミ

第1回議題

- ・委員会の開催方式
- ・策定スケジュール
- ・策定方針
- ・現行プランの評価

第2～4回議題

- ・方針別の成果・課題
- ・方針別の取組検討

第5回議題

- ・プラン素案確認

第6回議題

- ・プラン確認

小金井市産業振興プラン（現行プラン）の評価

1. 現行プランの課題認識

○現行プランでは、過去10年間での取組の成果と積み残した課題を次のように整理した。

これまでの取組の成果	積み残した課題
<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の活用の広がり ○創業によるエリアブランディング ○まちづくりへの展開 ○多様な主体のつながりの深度化 ○中間支援組織の確立・定着 ○情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ×工業に対する支援の在り方の検討 ×農地の保全・経営の商業的側面等からの支援の在り方の検討 ×助成金に依存気味の事業からの脱却 ×市内事業者、市民の主体的な参画の更なる充実 ×市民の事業に対する認知の促進 ×より効果的な情報発信の在り方 ×小金井ならではのブランド感の醸成

2. 第5次長期総合計画での施策評価

○長期総合計画に位置づけられた施策「産業・観光の振興」に対する令和6年度施策評価をみると、総合計画における評価指標のひとつである「まちに活気があると感じる市民の割合（アンケート）」が計画策定当初より上昇しており、目標を上回っている。

指標	当初	目標	R3実績	R4実績	R5実績
まちに活気があると 感じる市民の割合	32.2%	40.0%	41.6%	44.2%	41.7%

○これを踏まえた担当課の自己評価、審議会コメント、今後の方向性は次のとおりである。

担当課の自己評価	まちに活気があると感じる市民の割合がコロナ禍前の日常に戻ってきており、お祭りなどのイベントもコロナ禍前と同様に実施されてきていることから、目標を上回っていることは評価できる。しかしながら、昨年度実績と比較すると減少していることから、各施策において改善の余地があると考えている。
審議会コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・道草市のキッチンカーなど、ウィズコロナを意識して実施してきた取組は評価できる。 ・今後は、商店街の活性化につなげる施策についても、より充実することに期待したい。
今後の方向性	通常事業やイベント等がコロナ禍前と同様に実施されてきているが、例年どおりのにぎわいの創出を行うのではなく、より多くの人が市を訪れたり、参加したりするため、従前の取組に一工夫を加える等、より一層のまちのにぎわいの創出を画策していく。コロナ禍においてもにぎわいを創出するために実施してきた地域密着イベントである道草市が実行委員会等により、自主的に開催するに至っている状況を踏まえ、令和5年度から開始したオープンスペースの活用を担っていける人材育成事業を引き続き実施していく。

参考：道草市

- ・小金井市観光まちおこし協会が市の受託事業の一環として令和元年に立ち上げたイベント。
- ・コロナ禍においても近所で買い物や飲食を楽しむことができるよう、農地や公園などのオープンスペースを活用したマルシェイベントとして始まった。当初は受託事業として実施されてきたが、現在は観光まちおこし協会の単独事業として自走している。
- ・ユニークな商業者等の掘り起こしの機会であり、市内商業者や市民をつなぐネットワーク形成の場となっており、「ひと」にアプローチしていると言える。
- ・また、公園と農地に始まり、寺社の境内、団地の中庭、駅前広場、高架下空間などに活動の場が広がってきていることから「ところ」の開拓とも言える。
- ・継続していくなかで徐々にプラットフォームとなっていき、様々な「ところ」への展開や、継続していくなかでの「ひと」の育成などの機能を有していると言える。



参考：オープンスペース活用事業

- ・小金井市観光まちおこし協会が市の受託事業の一環として、立教大学観光学部西川研究室と連携し、令和4年度より取り組んでいる事業。
- ・西川先生の観光まちづくりの観点を活かしながら、学生が主体となって市内のオープンスペースを活用したイベントを企画・実施している。
- ・毎年度新鮮な目でまちを観察する機会となっており、「ところ」を探す機会となっているほか、大学との連携に関するノウハウが蓄積されており、市内近郊の大学との連携に際して「仕組み」として活用できる可能性がある。



3. 各方針の取組、成果・課題

主な取組	概要	成果	課題
①住みたい・働きたい・訪れたいと思うような魅力を磨く			
㊦シティプロモーション ①創業・起業によるエリアブランディング（東小金井） ㊧市民による情報発信や情報媒体の制作・発行 等	㊦シティプロモーションでは「ほどよく都会、ほどよく田舎」というコンセプトの下で情報発信を行っている。 ①JR 東小金井駅周辺では創業支援を通じた創業・起業のブランディングに取り組んでいる。 ㊧小金井市観光まちおこし協会では魅力発信のための様々な媒体を運営している。	㊦シティプロモーションは住みやすさや定住意向の向上に寄与しているとみられる。 ①JR 東小金井駅周辺は公設の創業支援センターK0-T0 の他に創業支援施設が整備され、商業施設等も立地し、ブランディングが成功しつつある。 ㊧市民によるブログ「まるん通信」は更新頻度も高く、協働による情報発信の仕組みと言える。	㊦シティプロモーションに戦略的・継続的に取り組めるよう、専門の部署が求められる。 ①創業支援した事業者の市内定着率が少なく、市内におけるオフィスの確保が求められる。（都市計画上の課題でもある。）
②暮らしていて楽しい、訪れて楽しいと思える魅力を数多く生み出す			
㊦地域のイベントの支援 ①道草市 ㊧地域団体と連携したイベント ①オープンスペース活用事業等 ㊦文化芸術関連事業 等	㊦地域のイベントに対する支援を実施。 ①P2 参照 ㊧季節のイベントを実施。 ①立教大学との連携は P2 参照。担い手育成事業として賑わい創出の若手のプレイヤーの発掘・育成を行っている。 ・市内アニメ産業を活かしたコンテンツ制作や商品展開に取り組む。	㊦商業者や農業者によるイベントの実施の促進につながっている。 ①P2 参照 ㊧個々のイベントの参加者は増加。 ①プレイヤーとして活動するには至っていないが、可能性はある。 ㊦コアなファン向けのコンテンツとなっている。	㊦事業実施に地域住民の支援を要する商店会もあり、金銭的支援のほか「ひと」に関する支援も検討する必要がある。 ①プラットフォームとしてより機能する方策を検討する必要がある。 ㊧柱となるイベントを中心として個々をつなげ、広報や誘客で連携することで相乗効果を生み出す。 ①担い手育成は継続的な実施が必要。 ㊦市内関連事業者のアニメ文化への理解を高め、相乗効果を図る必要がある。

主な取組	概要	成果	課題
③魅力を生み出し、発信する人と出会い、増やす			
㊦東小金井事業創造センターK0-T0 ①となりまちプロジェクト ㊧人材発掘・ネットワーク形成事業等	㊦東小金井駅のエリアブランディングの核施設。 ①武蔵野市、三鷹市、小金井市と3市の観光協会が、各市の魅力を向上させ、交流人口を高める取り組みを実施。 ㊧「おもしろいことをしたい人がつながる機会」として事業を展開。	㊦類似施設が整備され、学生寮や JR 中央ラインモールの新規出店など、エリア価値が向上している。 ①5年間の事業は令和3年に終了したが、その後もコミュニケーションが継続されており、事業が企画されている。 ㊧若者と賑わいづくりに関わるプレイヤーが話し合う夜のまろん倶楽部が実施され、新たなプレイヤー発掘の場となりつつある。	㊦高架下施設での連携に対して地域内での連携は限定的である。 ㊧話し合いに終始せず、実際に活動できる機会につなげるチャンネルが求められる。
④魅力を生み出す人をつなげ、応援する人もつなげる			
㊦わくわく都民農園小金井 ①商業と福祉、教育、農業、地域コミュニティの連携促進等	㊦東京都、小金井市、農地所有者、小金井市観光まちおこし協会と協定を締結し、生産緑地の貸借制度を活用したモデル事業。 ①商店会、町会、NPOが連携し、日常生活における協力関係を深めるため、防災・防犯の取組を実施。	㊦農業体験にとどまらず、賑わいづくりなどのアイデアを持ち寄るまろん食堂など、農や食を基軸とした「仕組み」づくりへのアプローチが見られる。 ①防災啓発や商店会への立ち寄り、不登校児などの参加もあり、社会地触れ合う機会が設けられた。	㊦農園利用者にとどまらない参加を呼び掛ける必要がある。 ①東京都の地域連携型商店街事業を活用しており、補助的支援を要する。
⑤誰もが安心して出かけられる環境をつくる			
㊦LINE を用いた道路情報の収集 ①街路灯・無電柱化整備等	㊦LINE で道路の異常を市に連絡するシステムの運用。 ①商店会の街路灯のLED化。	㊦年間100件前後の通報があり、全件対応している。	㊦市道以外の通報がある。
⑥事業・活動を継続していくための仕組みをつくる			
㊦融資あっせん制度 ①商店会に対する補助 ㊧小金井市まちおこし協会の組織化等	㊦小口事業資金の融資あっせんによる産業育成を実施。 ①商店会が行う事業に対して補助金を交付（東京都事業）。	㊦例年100件以上の申請があり、8割程度の事業に融資を実行。 ①例年20件程度の交付を実施。 ㊧賑わい創出を目的とした各種事業を展開。	㊦創業起業や商品開発を目的とした融資が望ましいが、経営支援の色合いが強い。 ㊧産業基盤に対する中間支援の充実が求められる。

4. プラン改定にあたっての課題認識（たたき台）

○現行プランにて積み残した課題は以下の7点である。

- ・工業に対する支援の在り方の検討
- ・農地の保全・経営の商業的側面等からの支援の在り方の検討
- ・助成金に依存気味の事業からの脱却
- ・市内事業者、市民の主体的参画の更なる充実
- ・市民の事業に対する認知の促進
- ・より効果的な情報発信の在り方
- ・小金井ならではのブランド感の醸成

○このうち「市内事業者、市民の主体的参画の更なる充実」については、賑わい創出という分野に限定されるものの、道草市などを通じて成果が上がったと言える。

○JR 東小金井駅周辺も課題はあるものの、市外からみた東小金井駅周辺の変化は著しく、シティプロモーションもあり「小金井ならではのブランド感の醸成」「より効果的な情報発信の在り方」も成果が見られる。

○ただし、それ以外については、現行プランにおいても積み残しと言わざるを得ない。

○また、創業支援に関して、エリアブランディングは成功しつつあるものの、創業・起業後の市内定着が課題であり、市内産業の充実につながる取組が必要である。

○これと関連して、観光まちおこし協会の中間支援組織としての役割のアップデートもあらためて課題となると考える。道草市や夜のまるん倶楽部などの取組を通じて「ひと」や「ところ」にアプローチしつつある観光まちおこし協会は賑わい創出において大きな役割を果たしているが、一方で産業基盤へのアプローチはやや乏しく、中間支援の深度化が期待される。

○これを踏まえると、改定に当たっての課題は以下のとおり挙げることができる。

- ・工業に対する支援の在り方の検討
- ・農地の保全・経営の商業的側面等からの支援の在り方の検討
- ・助成金に依存気味の事業からの脱却
- ・市民の事業に対する認知の促進
- ・創業・起業者の市内定着によるブランド価値の向上
- ・中間支援組織としての役割のアップデート

小金井市産業振興プラン改定方針

1. 現行プランの体系

○コロナ禍にて自宅近くで暮らす人が増え、地元への関心が芽生えつつあることを好機と捉え、既存の魅力を磨き、新たに創出しながら、暮らしを楽しむことをテーマとして、次のとおり目標を立て、計画を体系化した。

■目標

まちの活気を生み出す

まちの特徴となる数多くの魅力を、事業者や市民が生み出し、見える化し、多くの人を楽しむ

■目標に向けた5つの方向性

まちに
ブランド感を
感じることに

暮らしていて
楽しいことに

まちを
盛り上げる人
が多いことに

人と人との
関係が
深いことに

安心して
出かけられる
ことに

■2つの視点

活気の源である「ひと」を増やし、
「こと」「ところ」を生み出す

「ひと」を増やし、「こと」「ところ」を
生み出す「仕組み」をつくる

■6つの方針

- ①住みたい・働きたい・訪れたいと思うような魅力を磨く
- ②暮らしていて楽しい、訪れて楽しいと思える魅力を数多く生み出す
- ③魅力を生み出し、発信する人と出会い、増やす
- ④魅力を生み出す人をつなげ、応援する人もつなげる
- ⑤誰もが安心して出かけられる環境をつくる
- ⑥事業・活動を継続していくための仕組みをつくる

2. 現行プランの特徴

○現行プランの特徴は2つの視点があり、特に後者の「仕組み」にある。「ひと」「こと」「ところ」に関する4つの仕組みを位置づけている。

- 1) 地域の人たちがつながり、育っていく仕組み
- 2) 新たな参画を促し、つながりを広げ、深める仕組み
- 3) 事業・活動を目に触れさせ、その魅力に気づく仕組み
- 4) 事業・活動を継続していくための仕組み

○このような体系（フレーム）をもって、あえて具体的な事業を位置づけず、計画期間において臨機応変に取り組むことができる柔軟な計画である点も特徴である。（コロナ禍だったため、数年後の事業を決めず、社会の変化に対応する必要があったことも理由である。）

3. プラン改定の考え方

- ①現行プランの体系は原則、新しいプランでも引き継ぐ
- ②柔軟な計画という特徴は引き継ぎつつも、具体的な事業は位置づける
- ③現行プランの下での事業で見出された「仕組み」を言語化し、参照可能とする
- ④商農工という市の産業振興の基盤にアプローチする方針・事業を位置づける

①現行プランの体系は原則、新しいプランでも引き継ぐ

- ・目標、方向性、視点、方針からなる体系の考え方やキーワードは引き継ぐ。
- ・ただし、「5つの方向性」の体系における位置づけが曖昧であることから検証は必要。

②柔軟な計画という特徴は引き継ぎつつも、具体的な事業は位置づける

- ・計画期間（5年間）中に取り組むべき事業を具体化し、細かく位置づける「事業計画」として策定することはせず、方向性を示し、事業を臨機応変に企画できる計画という特徴も引き継ぐ。
- ・ただし、現行プランは新規事業を一切位置づけていなかったため、それを改め、プラン策定後に実施する事業を具体化し、各方針の下に位置づける。
- ・事業は「やるべき事業」ではなく、「実際にやる事業」として位置づけ、「ひと」「ところ」「仕組み」について極力整理する。

③現行プランの下での事業で形成された「仕組み」を言語化し、参照可能とする

- ・4つの「仕組み」を位置づけていることを踏まえ、上記②の検討はもとより、計画策定後の事業立案の参照とするためにも、既存事業において形成されてきた「仕組み」を言語化し、プランに掲載する。
- ・そのなかで「仕組み」について言及する2つの視点を改定することもあり得る。

④商農工という市の産業振興の基盤にアプローチする方針・事業を位置づける

- ・現行プランは、地域のにぎわい創出のウェイトが大きく、農商工という地域の産業基盤に関する事業が不足していることから、営農振興、商店街振興、工業振興などに関する具体的なアプローチを位置づける。
- ・そのなかで、JR東小金井駅を中心とした創業・起業のカルチャーを市内に引き込むための方策についても検討し、施策として位置づける。

4. プラン改定の進め方

- 策定委員会では、主に上記②を議題として事業に関する企画会議のような趣旨で意見交換を進めていきたい。毎回、1～2の方針を取り上げて事業を企画していく上で、方針に基づく事業について「ひと」「こと」「ところ」「仕組み」の観点で共有する。